

## ☞ 印紙の消印

Q：契約書などに印紙をはった場合には、消印をすることとされていますが、契約者が数人いる場合には、その全員が消印をするのでしょうか。

A：1人が消印すれば全員でなくても構いません。

### 【解説】

印紙税は、印紙に消印をしたことによって初めて納付したことになります。

消印は、印紙の再使用を防止するためのものです。したがって、次の3点を考慮しながら消印をしてください。

#### (1)誰が

文書の作成者に限らず、代理人や使用人、従業員でも差し支えありません。複数で作成した文書の場合は、そのうちの1人が消印してあれば、全員でなくても構いません。

#### (2)何で

印章又は消印が消えない筆記用具で署名します。また、単に印とか、斜線を引いたのはだめで、だれが消印をしたか氏名を表わす方法でします。

#### (3)どのように

文書と印紙の模様にまたがって、この印紙はこの文書にしか使用できないと判明するようにします。

消印は印紙の再使用を防止することを目的としていますから、ご質問のように、複数の人が共同で作成した文書にはり付けた印紙は、その作成者のうち誰か1人の者が消印をすればよいこととされています。

